

新規
令和6年4月から

家族介護者向け三療サービス事業 が開始します

はり・きゅう・マッサージ・指圧（三療サービス）のうち希望する施術が受けられます。

対象者 練馬区内に住所を有し、要介護3～5の方と同居し、在宅で介護している満50歳～64歳の親族等の方

利用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

利用回数 一人につき4回（ただし、申請月により回数が異なります。）

申請月	4月～12月	1月～3月
利用券の枚数	4枚	3枚

費用 1回1,500円
利用券1枚で、施術を1回利用できます
（出張施術の場合は、別途1,000円かかります）



利用できる場所 練馬区三療師会に加入している各施術所（者）
（利用券と一緒に施術所一覧表をお送りします。）

施術時間 三療サービスの術目や、受ける方の体調・具合等により、施術時間は異なります。施術時間については施術所にご確認ください。

申請方法 お近くの地域包括支援センターへ申請してください。
※申請書は、地域包括支援センター、高齢者支援課（区役所西庁舎3階）、区ホームページより入手できます。
（郵送可：〒176-8501 練馬区高齢者支援課高齢給付係宛）
また、区ホームページから電子申請でもお申し込みいただけます。
※右記の二次元コードからもご申請いただけます。



問合せ 練馬区高齢者支援課高齢給付係 ☎03-5984-2774